

ジェネリック医薬品への 切り替えをご検討ください

新薬（先発医薬品）を使用されている方は、ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えることで、自己負担を抑えることができます。

また、ジェネリック医薬品への切り替えは医療費の削減にもなり、短期給付財源率引き上げの抑制につながります。

公費負担医療制度に該当し医療機関等での自己負担がない方も、公費を除いた7割分は当組合が負担していることから、医療費削減のために、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。



ジェネリック 医薬品の 特徴

新薬と同じ効果

新薬と同じ効き目で安全性も同等です。

新薬からの改良

新薬と比べて大きさや味などが改良され、飲みやすい薬があります。

新薬より安価

新薬より安価で提供されます。

令和6年
9月下旬

ジェネリック医薬品差額通知を送付します

当組合では医療費増嵩対策の一環として、組合員及び被扶養者の方にジェネリック医薬品差額通知を送付します。この通知は、調剤薬局等で処方される新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせするものです。

ぜひ、この機会にジェネリック医薬品への切り替えを検討してください。

通知対象者

糖尿病、高血圧症、アレルギー性鼻炎・花粉症等の慢性疾患で薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えることで、1か月の自己負担額が300円以上減額になると見込まれる組合員及び被扶養者

令和6年
8月1日
から

育児・介護休業手当金の給付上限相当額が変わりました

給付上限相当額とは、育児休業手当金及び介護休業手当金の算定基礎となる給付日額に設けられている上限額をいいます。

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業手当金	67/100(休業期間が180日まで)	14,334円(7月まで 14,097円)
	50/100(休業期間が181日以降)	10,697円(7月まで 10,520円)
介護休業手当金	67/100	15,778円(7月まで 15,513円)